

役員報酬規程

公益財団法人国際青少年研修協会

(目的)

第1条 公益財団法人国際青少年研修協会（以下、財団と言う）の理事ならびに監査役（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

(報酬の体系)

第2条 役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与及び役員退職慰労金とで構成する。

2 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。但し、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。

3 乗用車による送迎役員または社有自動車の貸与を受けている役員以外の者には、前項の規程に関わらず、通勤に要する定期乗車券または回数券代相当の通勤費を支給する。

(決定方法)

第3条 月額報酬は、評議員会においてその総枠を決議し、役員各人別の報酬額を理事会で決定する。

2 役員賞与を支給する場合、その決定方法は前項に準ずる。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、役位別に決定する。

2 使用人兼務役員に支給する従業員分給与は、従業員のうちの最高額の給与（諸手当を含む基準内賃金）と同額（1万円未満は四捨五入）とし、これを基本給と表示して支給する。

3 役員賞与は、予め基準額を定めず、支給する場合にはその都度定める。

4 役員退職慰労金の基準並びに決定方法は、別に定める役員退職慰労金規程による。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、その役員の社会的地位及び会社への貢献度等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定する。

(役位変更等の場合の報酬の取り扱い)

第6条 上位の役位に昇任した場合の報酬は、前任者の報酬額、従前の役位で支給されていた報酬額等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定する。

2 下位の役位に後任した場合の報酬は、第3条に準じた方法で決定する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第7条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(出向役員の報酬)

第8条 関係会社等へ出向した役員の報酬額並びに支給方法は、派遣元・派遣先両会社においてその都度協議して決定する。

2 前項の場合、両会社から支給される報酬の合計額は、原則として従前の報酬額を下回らないものとする。

(派遣役員の報酬)

第9条 金融機関・官公庁などからの派遣役員の報酬は、原則として当会の同一役位者と同額とし、その支給方法は派遣元と協議決定した方法による。

(長期欠勤者の報酬)

第10条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(報酬の改定)

第11条 各役員の業績を評価して、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後の月に実施する。

(計算期間並びに支給日)

第12条 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月16日から15日迄とする。

2 役員への月額報酬（使用人兼務役員の使用人部分給与を含む）の支給日は毎月25日とする。

(控除金)

第13条 役員に支給する報酬から会社は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに財団の立替金等を控除する。

(役員賞与)

第14条 財団の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、決算期に役員賞与を支給することがある。但し期中に臨時に月額報酬を改定し、賞与の支給に代えることがある。

2 役員賞与は、当該期間の各役員の業績への寄与度を斟酌して、第3条の方法で決定する。

(臨時緊急措置)

第15条 財団業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議（監査役は監査役間の協議）によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

付則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。